



鯖江市

# 農業委員会だより

発行 鯖江市農業委員会

〒916-8666  
鯖江市西山町13番1号

電話 0778-53-2234  
FAX 0778-51-8153  
E-mail:SC-NoSeisaku@city.sabae.lg.jp  
https://www.city.sabae.fukui.jp

# 農地パトロール出発式



農地パトロール実施に先立ち、農地調整部会長から農業委員会会長へ宣誓を行いました。



農地パトロールのようす

鯖江市農業委員会は7月27日、鯖江市役所において令和7年度農地パトロール出発式を開きました。市内農地の利用状況を確認し、適正な運用を促進させるべく活動に取り組みます。

## もくじ

- 農地を適正に管理しましょう ..... 2
- クマによる農作業の人身事故に注意しましょう! ..... 6
- 小区画地の農作業応援(地域農業サポート事業) ..... 3
- 農業者年金のご紹介 ..... 7
- 地域計画について ..... 4
- 水田の見直しについて、濁水に対する補助制度 ..... 8
- 農地中間管理事業をご活用ください ..... 5
- 農地よろず相談会、農業委員会カレンダー ..... 8

## 農地を適正に管理しましょう

農地に雑草が繁茂するなど遊休・荒廃化すると、病害虫の発生のほか、野生鳥獣の住みかや通り道となったり、水田の畦畔に伸びた雑草が道路通行の妨げや見通しを悪くするなど、周囲の土地所有者や周辺に居住あるいは事業を行う住民等の生活環境に影響を及ぼす原因となります。

農地の所有者等の皆様におかれましては、農作物を栽培していなくても、草刈り等の最低限の維持管理をお願いします。

## 農地パトロール(農地利用状況調査)を実施しています。

鯖江市農業委員会では、農地転用許可案件の履行状況の確認や、遊休農地の発生防止を目的に、農地利用状況調査を実施し、農地が適正に管理されているか確認しています。農業委員会は、調査結果をもとに所有者等に通知し、農地を適正に管理するよう指導します。



## 畑地転換には届出が必要です。

田を畑作に利用することを目的として農地の所有者または耕作者がおこなう農地の盛土については、事業着手前に農業委員会への届出が必要です。

## 農地の転用には許可が必要です。

農地に住宅を建てたり資材置場や駐車場など農地以外のものにする場合は、農地法の規定により許可が必要です。許可を得るためには、所定の申請手続きが必要になります。

許可を受けずに転用したり、許可の内容と異なる目的に転用した場合には、工事の中止等を命じられることがあり、また、罰せられることもあります。

## 農地を相続した場合は届出が必要です。

相続等によって農地を取得した人は、農地のある市町の農業委員会に届け出なければなりません。

届出しなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料が科せられることもあります。

# 小区画農地の農作業応援

## 地域農業サポート事業のイメージ



### 応援を受けたい人

**農作業を委託したいと考えている人**  
農機が高くて買えない、高齢化等で難しい小区画だから誰も引き受けてくれないといった農地を所有する農家の皆さんは、一度地域農業サポートセンターにご相談ください。



### 応援したい人

#### アグリサポーター

トラクターなどの農機を所有する農家や、兼業農家でも時間に余裕のある人は、農作業で困っている近隣農家を応援する「アグリサポーター」に登録をお願いします。

### ③代行作業の実施

### ④作業料金の支払い

(作業料金は、作業委託者とアグリサポーター間で決定)

### ①相談

### 地域農業サポートセンター(農林政策課内)

サポートセンター職員が近隣の「アグリサポーター」に連絡調整し、引き受けてくれる人を探します。

### ②作業紹介・調整

### ⑤助成

## アグリサポーターに対する具体的な助成内容

委託農家から依頼のあった20アール未満の圃場で、アグリサポーターが次の作業を受託し、代行した場合、市から助成金を交付します。

作業内容	農地面積	助成金額	対象作物
耕起・整地作業	10アール当たり	2,000円	水 稻
田植・播種作業	10アール当たり	1,000円	
収穫・脱穀作業	10アール当たり	2,000円	
畦畔草刈作業	10アール当たり	1,500円	
全作業の実施	10アール当たり	10,000円	

※畦畔草刈作業は1回当たりの助成金とし、同一圃場での回数の上限は4回です。

【例】4回草刈り1回1,500円×4回=6,000円

※保安全管理および水張り転作、利用権設定の水田は、助成金の対象外です。

※委託農家とアグリサポーターの作業受委託合意が必要です。

問合せ先:(公財)農業公社グリーンさばえ(市役所農林政策課内) TEL 53-2234

# 地域計画について

## 地域計画とは

地域計画とは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。農業従事者の高齢化や担い手不足が心配される中、10年後に誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを地域の話し合いに基づきまとめる計画です。

## 鯖江市の地域計画について

鯖江市では、令和7年3月に地域計画の策定を行いました。現在、66地区で地域計画が策定完了しており、今後も適宜ブラッシュアップを進め、更なる農業発展に取り組んでいきます。

## 地域計画を変更する場合

地域計画は、一度作成して終わりではなく、地域の状況や担い手の変化に応じて、見直しや変更を行う必要があります。地域の農業構造に変化が生じた際には、地域計画の内容を柔軟に修正することが求められます。変更にあたっては、地域の農業者や関係機関と協議を行い、合意形成を図ったうえで、農家組合長の申請により進めていきます。

地域計画変更には、以下のような例が考えられます。

- 公共用地や農家住宅等に供するための転用を行う場合
- 新たに担い手や参入企業などが耕作を行う場合
- 農業用施設を新たに新設する場合



## 地域計画変更に関するお願い

地域計画の変更は、地域農業の活性化や担い手の育成にもつながる重要な取り組みです。そのため鯖江市では、計画の適切な運用と見直しを進めてまいります。地域計画を作っていく中で地域の出し手・受け手・農家組合・農業委員などの方々を中心に話し合いなどを行っていく予定です。皆さまの御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

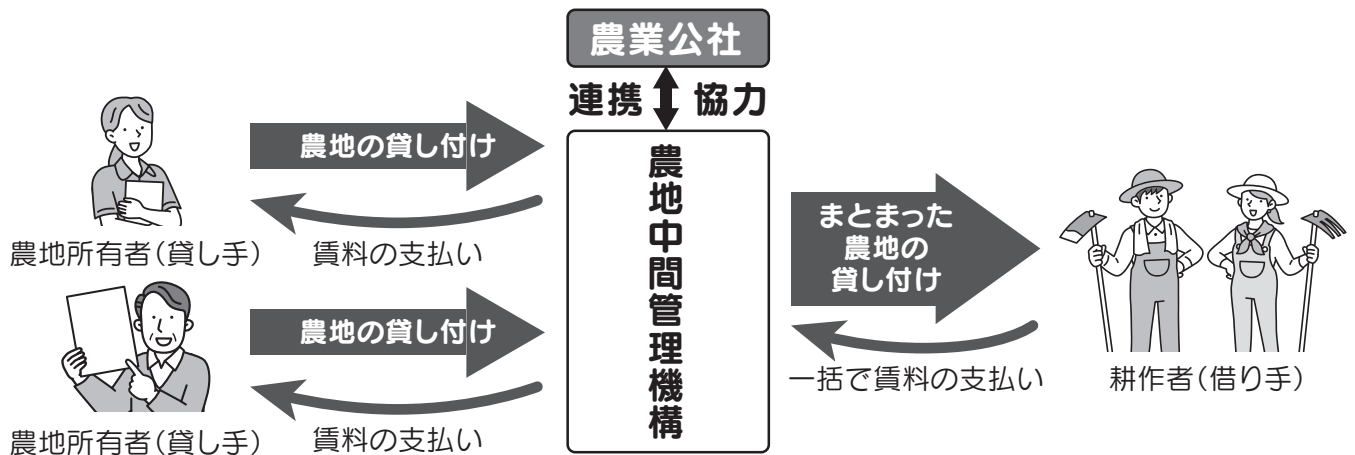
# 農地中間管理事業をご活用ください

## 農地中間管理事業とは？

- 農地中間管理事業は、農地の貸し借りを円滑に進めるために、都道府県が設置する「農地中間管理機構」が、農地を一時的に借り受け、意欲ある担い手に貸付する制度です。この事業により、農地の集積・集約化や団地化が進み、効率的な農業経営が可能になります。また、高齢化や後継者不足により耕作が困難になった農地も、有効に活用されるようになります。地域計画の策定後、令和7年4月から相対利用権での受付は終了しており、中間管理事業に一本化されています。

## 事業の仕組み

- 鯖江市では、公益財団法人農業公社グリーンさばえが福井県農地中間管理機構の窓口となり、原則10年以上の期間で農地の貸借手続きをおこないます。



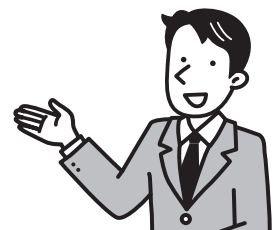
## 貸し手のメリット

- 契約期間が終了した後は、農地は確実にお手元に戻ります。
- 相続税等の納税猶予の適用を受けることができます。
- 機構への貸し付けは、農業者年金制度の経営承継に該当します。

## 借り手のメリット

- 分散した農地を集約して借りられ、効率的な営農が行えます。
- 貸し手が複数いるときも、契約や支払を機構が取りまとめて行います。
- 長期間、安心して耕作ができます。

問合せ先(公財)農業公社グリーンさばえ  
市役所農林政策課内TEL53-2234



# クマによる農作業中の人身事故に 注意しましょう!

## ◎本年度は県全体のドングリ(ブナ、ミズナラ)が不作となり、クマの 出没が増える可能性があります。

秋から冬にかけて、クマが冬眠の準備のためにカキ、クリなどのエサを求めて、山際や低地に頻繁に出没する可能性があります。日本各地でクマの目撃情報や人身被害などが増加しています。クマとの遭遇や被害を防ぎ、ヒトにもクマにも不幸な事故が起きないように以下の点に注意をしてください。

## ◎クマの被害を防止するためには、クマに遭遇しない・引き寄せないことが重要です。次のことを実践しましょう。

- ◆鈴やラジオなど音が出るものを携帯し、クマに人の存在を知らせる。
- ◆山際や河畔の草刈りを行い、見通しをよくする。
- ◆山林や田畑周辺に野菜(残渣)を放置しない。
- ◆人家近くのカキ、クリ等はきちんと収穫する。管理できない木は伐採する。

## クマに遭遇してしまったら

- ◆とにかく落ち着き、騒がず、ゆっくり後退する。  
子グマの場合は近くに親グマがいる可能性があるので特に注意する。
- ◆攻撃が避けられないときは、地面に伏せ、両手で首の後ろをガードして頭と首を守る。

## クマを目撃した場合

- ◆クマを目撃した場合は、日時、場所・頭数等できるだけ詳しい情報を市役所にお知らせください。

## クマ出没情報をメールで受け取る方法

鯖江市では「こしの都ネットワーク」の「ライフラインメールシステム」を活用し、クマ出没情報を随時配信しています。簡単に登録できますので、身の安全のためにもぜひご登録ください。

(<https://message.t-catv.co.jp/>)



### 〈問合せ先〉

鯖江市産業交流部農林政策課	里づくり支援G	TEL:0778-53-2232
鯖江市鳥獣害のない里づくり推進センター		TEL:0778-51-2110
夜間・休日の場合	鯖江市役所(代表)	TEL:0778-51-2200



国が支える、大きな安心!  
ご家族そろっての加入がおすすめ!

# 農業者年金 のご紹介



**あなたの老後の備えは十分ですか？  
農業者年金で安心して豊かな老後を！**

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

年間60日以上  
農業に従事

国民年金第1号被保険者  
(国民年金保険料納付免除者を除く)

65歳未満  
60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者

## ●途中脱退、再加入も可能です。

※農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金(負荷年金保険料月額400円)への加入が必要です。

※農業者年金と国民年金基金(旧みどり年金を含む)及び個人型確定拠出年金(iDeCo)は重複加入できませんのでご注意ください。

※脱退した場合、納めた保険料は、その後も農業者年金が運用を続け、将来、年金として支給します。そのため、脱退一時金はありません。

## 農業者年金の特徴

- ①積立方式・確定拠出型年金で少子高齢時代に強い
- ②終身年金 80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金がある
- ③保険料が自由に決められる  
月額2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円)から6万7千円の間で、千円単位で選べる
- ④税制面で優遇措置がある  
保険料は全額社会保険料控除の対象!
- ⑤一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある  
(39歳までに加入・認定農業者で青色申告者等)

### 受給者ご家族のみなさまへ

- 将来、受給者の方が亡くなられた場合は、10日以内に死亡届をJAへ提出してください。年金は、死亡した月まで受給できます。

### 受給者のみなさまへ

- 住所、振込口座の変更届はすみやかに! 住所の変更や年金の振込口座を変更する場合には、最寄のJAまたは農業委員会に相談してください。

## 水田政策の見直しについて ～水田活用の直接支払交付金についての再度のお知らせ～

国は、水田政策を令和9年度(2027年)から根本的に見直すを発表しており、これまで、令和8年度(2026年)までの猶予期間中に、水稲作付け、または1ヶ月以上の湛水を行わないと、令和9年度以降の交付金を対象外とする方針を示しておりました。(5年水張りルール)

しかし、今年1月、国は水田、畑にかかわらず、作物ごとの支援に方針転換することを発表し、下記の概要が示されたところです。

農水省HPトップ

- ・令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めない。
- ・令和7年、8年の対応として、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りをしなくても交付対象とする。

※最新の情報は農林水産省HPにて随時更新される予定ですので、ご確認ください。



## 渇水対策に対する補助制度

水系単位、団地単位で渇水被害を受けている地域において、仮設ポンプの設置や燃料代などに対して半額を補助する事業があります。

申請は農家組合など団体からとなります。要件など詳細については、下記までお問い合わせください。

申請期限：令和7年10月10日(金)

問合せ先：鯖江市都市整備部土木課農林整備グループ  
TEL 0778-53-2235



## 農地よろず相談会

転用・相続など農地に関するさまざまな問題についての相談会を開催します。

なお、準備の都合上、開催日7日前までの事前申込が必要です。

開催日時	
10月17日(金)	午後2時～5時
11月18日(火)	午後2時～5時
12月17日(水)	午後2時～5時
1月19日(月)	午後2時～5時
2月18日(水)	午後2時～5時
3月18日(水)	午後2時～5時

場 所：鯖江市役所5階会議室  
 相 談 員：司法書士 孝久 忠央 氏  
 申込方法：電話にて農業委員会事務局までお申し込みください。 TEL:0778-53-2234

### 農業委員会・農政カレンダー

(日程は予定であり、変更となる場合があります)

#### 令和7年

10月 28日 第10回農業委員会

11月 28日 第11回農業委員会

12月 25日 第12回農業委員会

.....

#### 令和8年

1月 28日 第1回農業委員会

2月 27日 第2回農業委員会

3月 25日 第3回農業委員会